

入会金及び会費に関する規定

(目的)

1. この規定は、定款第 7 条の規定に基づき、この法人の入会金及び会費に関し必要な事項を定める。

(入会金)

2. 入会金は、1 事業者 100,000 円とする

(会費)

3. 年会費は次のとおりとする。

(1) 等級割

10 両未満	1 会員	1 カ月	2,000 円
30 両未満	1 会員	1 カ月	2,500 円
50 両未満	1 会員	1 カ月	3,200 円
50 両以上	1 会員	1 カ月	3,800 円

(2) 車両割

小型車	1 両	1 カ月	90 円
中型車	1 両	1 カ月	220 円
大型車	1 両	1 カ月	320 円

(特別会費)

4. 3 の会費のほか、臨時特別に必要があるときは、理事会の決議を経て特別の経費を徴収することができる。

(納入方法)

5. 上記入会金は入会時に納入し、会費（等級割及び車両割）は毎四半期（3 カ月）ごとに、請求後 1 カ月以内に銀行振込にて納入するものとする。

但し、車両割については、第 1・第 2 四半期は 3 月末日、第 3・第 4 四半期は 9 月末日現在における登録車両数によって算出するものとする。

(その他)

6. 既納の会費は、中途において退会した場合でも返還しない。